

緊急事態宣言に伴う 就学前教育保育施設の対応について

1【登園の自粛】

○感染拡大防止の観点から、保護者に対し可能な限り（平日に仕事
が休みの場合等）登園の自粛をするよう要請し、保育料等の
減免措置対象としております。減免措置に係る対象園児の減免
額の日割り額算定や保護者への説明等について、ご対応お願い
いたします。

2【健康管理等の徹底】

- 園においては、検温シートの記入、手洗い、うがい、マスクの
着用等の感染予防の徹底をお願いします。
- 職員については、体調の悪い方、及び保健所や医療機関より PCR
検査の必要があると判断された場合は、勤務をしない・させな
いよう職員の体調管理の徹底をお願いいたします。
- 同居家族に濃厚接触者、もしくは、PCR 検査対象者、体調不良の
方がいる場合、十分に体調管理を行い、職員自身に体調の変化
がある時も勤務をしない・させないよう留意してください。

3【外出の自粛】

- 別添の県対処方針のとおり、健康維持や生活に必要なものを除
き、外出自粛の徹底にご協力ください。
- 県外への往来については、引き続き【第 53 報】に基づき対応し
てください。

4【その他の対策】

- 人を園に集める行事及び園児のみを対象とした行事において
も、原則「延期」といたします。避難訓練や交通安全指導等、
園児の健康や安全に関するもの他、やむを得ず実施を要する場
合は【第 52 報】及び【第 55 報】に基づき対応してください。
- 上記以外の 3 密対策やこまめな換気の実施、職場での居場所の
切り替わりや給食の提供に関する留意事項、歓送迎会や同居家
族以外との会食等の自粛については、引き続き【第 53 報】や別
添県対処方針に基づき対応をお願いいたします。